

正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長 神林 恵美子

1. はじめに

長かった猛暑の夏が過ぎ去り、秋の晴天を堪能する間もなく、肌寒い日が続くようになりました。副会長としての任期もあと数ヶ月を残すのみとなりましたが、ここまで長かったような短かったような不思議な感覚です。何はともあれ、これまでの副会長としての活動を、自分の担当委員会・附属機関の活動を中心として、ご報告申し上げます。

2. 国際活動センター

国際活動センターは、日本弁理士会の外務省的存在であり、日本弁理士会の国際活動を継続的かつ統一的去るために、国際活動委員会から附属機関へと平成17年に格上げされました。

その活動内容は、海外の知的財産情報や判例などを収集して会員に提供する、海外の知的財産関係者に日本国内の知的財産関連情報を提供する、海外の知的財産関係団体で開催される重要な会合へセンター員を派遣する、海外の知的財産関係団体との交流会などの企画実行などです。

本年度の海外諸団体の交流会については、4月17日及び19日のAIPLAとの会合・セミナーから始まりましたが、今年は初の試みとして大阪セミナーも行いました。また、これも初めての催しでしたが、6月29日に開催された弁理士の日記念祝賀会の日に、アジア各国の弁理士会に相当する団体の代表者を招いて午前中に意見交換会を行い、午後にはオープンセミナーを開催しました。

9月17日は、恒例の日韓弁理士会交流会をソウルで行い、11月2日には、英国特許代理人協会との会合がもたれました。また、12月3日にはFICPIとの会合も行われます。

こうしたイベントは、すべて国際活動センター内に専門のプロジェクトグループを設置して、それぞれのプロジェクトグループが中心となって、会場場所の選定、アジェンダの選定など、綿密に計画され準備が進められていきます。

私自身も、英国特許代理人協会との午前中の会合では、10分ほど日本弁理士会の活動についてのプレゼンテーションを行いました。10分程度の短い時間とはいえ、外国人の前、しかも英語を母国語とする英国人の前で、英語でのプレゼンテーションを行うのは初体験であり、随分緊張してしまいました。

国際活動センターの組織としては、センターの活動の基本方針を決める企画政策会議、会員の外国出願業務の遂行に資するべく、外国の知財関連情報を収集して会員に提供する外国情報部、海外からの依頼業務のレベル向上や会員の業務遂行能力の向上に資するべく、日本の知財関連情報を外国に提供する日本情報発信部、知財に関する国際的問題を検討し、弁理士会としての意見をまとめ具申する国際政策研究部が活動しています。

総勢100名以上の大所帯ですが、センター長及び副センター長、部長を中心として、組織的に動いています。

3. 選挙管理委員会

文字通り、日本弁理士会の役員選挙を管理する委員会であり、会令第51号の役員選挙規則に規定する事項を遂行するための委員会です。

今年は、会長選挙の年に当り、会長選挙及び副会長選挙の双方につき投票が行われました。一昨年の役員選挙では、会長選挙のみが投票となりましたが、会長及び副会長選挙の二本立ての投票は、これだけ会員数が多くなってからは初めてのことです。したがって、二本立て投票の開票作業をどのように行うか、綿密に事前の打ち合わせとシミュレーションを行いました。その甲斐あって、当日の開票作業は思いのほかスムーズに進めることができました。

朝9時から開票作業に携わった選挙管理委員会の委員の皆様には本当にお疲れ様でした。

今年は、選挙運動の一つとして、「演説会」が行える旨を規則に明記すると共に、それに伴い選挙ガイドラインも修正されました。心密かに、立候補者のどなた

かが選挙運動の一環として演説会を行ってくれることを期待していましたが、残念ながら、どなたも利用して下さいませんでした。来年以降、これが活用されることを期待しています。

4. 商標委員会

今年は、いわゆる新しいタイプの商標の登録制度導入に向けて特許庁において準備が進められており、産業構造審議会商標制度小委員会において継続的に議論されています。当然ながら、商標委員会においても、それに対応すべく「新商標及びその導入に関する調査・研究・提言」を委嘱事項の一つとして出しています。

特に、私自身が産業構造審議会商標制度小委員会の委員となっており、通常は委員をサポートするために、別途ワーキンググループを立ち上げるのが日本弁理士会の慣行となっていました。しかしながら、検討事項の内容からして、商標委員会における検討で十分と私が判断したため、そうしたワーキンググループの立ち上げは見送ることとしました。結果として、本年度については、商標委員会が私のプレーンとなってサポートしてくれています。

産業構造審議会商標制度小委員会の委員会開催に先立ち、特許庁による事前レクチャーが行われますが、そのたびに資料を商標委員会に投げて意見を募っています。毎度毎度熱心に意見を出して頂き、本当に助かっています。

無論、産業構造審議会商標制度小委員会対応は、商標委員会全体としては、その活動の一部に過ぎません。知的財産協会との共同テーマとして「コンセント制度（又はディスクレーム制度）の導入に関する調査及び研究」、「証明・認証マークの保護に関する調査及び研究（地理的表示・地名等に係る商標の保護等を含む）」等の委嘱事項の他、各種のパブリックコメントへの対応、特許庁に対する意見具申等、数多くの事項に対応してもらっています。

さらには、WIPOが開催するSCTへの派遣、TM5へのオブザーバー出席等、海外の活動も行っています。

5. 不正競争防止法委員会

この委員会は、不正競争防止法に関する調査・研究や政策提言を行うための委員会です。不正競争防止法は、弁理士の業務としては周辺業務ですが、商標を専門とする私の見解では、不正競争防止法が一般法であ

り、商標法がその特別法と言った位置づけにあると考えています。

本年度については、不正競争防止法委員会における議論が、なるべく一般会員に還元できる内容にしようと考え、「弁理士の通常業務と不正競争防止法との関わりについての調査研究」という諮問、また、何か提言的なテーマとなるよう「不正競争防止法2条1項3号の適用除外（第19条1項5号）における「日本国内において最初に販売された日から起算して3年の適否についての検討」という諮問を出しております。

特に、「弁理士の通常業務と不正競争防止法との関わりについての調査研究」という諮問は、少々大きな漠然としたテーマとなっていますので、このテーマをどのように消化するか、委員の皆様も随分と悩まれたようです。結局のところ「Q & A」を作成する形で対応してくれています。これが出来上がったときは、一般会員の皆様に、不正競争防止法をもっと身近な法律として認識していただけるものと期待しています。

また、今年度は、不正競争防止法委員会として二つの研修を実施します。一つは既に終わっていますが、残りの一つは、年明けに開催する予定です。前回同様、多くの会員が受講することを期待しています。

6. 産業構造審議会商標制度小委員会

この小委員会は、法改正を行うに先立ち、特許庁が招集する委員会であって、知的財産高等裁判所の判事、大学教授などの学者、弁護士、日本知的財産協会などのユーザー代表が委員となっています。そして、日本弁理士会からは、私が委員として派遣されています。

今年2月に私が出席した最初の小委員会の会合が特許庁で開催されましたが、小委員会での私の座席は、いつも特許庁長官と委員長の正面となっており、最初は、他のそうそうたるメンバーに圧倒されて、発言するにも声が震えていました。4月、5月、6月、9月、11月と回を重ねるに従い、だんだん緊張もほぐれてきましたが、弁理士会を代表しての発言という重みを常に感じています。

概ね、この小委員会における議論も終わりに近づき、後は報告書が完成して、パブリックコメントに付されますので、集まったパブリックコメントについて議論するのみとなりそうです。

この小委員会における議論が、日本のあるべき商標制度の実現に少しでも貢献できるものとなることを祈るばかりです。